正しく知って きちんと守ろう

自転車も自動車と同じ車両です！

自転車は免許無しで運転できるため、子どもから高齢者まで幅広い年代が利用している便利な交通手段です。また、最近は環境負荷の低減を意識して自転車で通勤・通学をする人が増えています。その一方で、自転車が関係する交通事故が後を絶ちません。中には、自転車が加害者となる事例も発生しています。

悲惨な交通事故に遭わないためにも、自転車の交通ルールとマナーを理解したうえで、きちんと守り、交通事故を未然に防ぎましょう。

問交通安全課☎２９９８－９１４０FAX２９９８－９１６２

市内の自転車事故発生状況

平成23年中の市内の交通事故による死傷者２、２８７人のうち、自転車事故によるものは７２８人となり、全体の約31・８％を占めています。

高齢者や若者は特に注意を

自転車事故死傷者の中で、最も多いのは65歳以上１３６人、続いて16歳～24歳１２７人、15歳以下１１２人の順となっており、高齢者や若者が全体の約51・５％を占めています。

交通ルールの遵守で安全に

自転車事故の発生原因は、脇見運転などの安全運転義務違反が最も多く、続いて交差点安全走行義務違反、一時不停止の順となっています。交通ルールを遵守すれば事故は防げます。

交差点が一番危険です！

自転車事故の発生場所は、交差点が最も多くなっています。そのため、交差点での一時停止と安全確認を必ず行うことが交通事故防止にとって大変重要です。

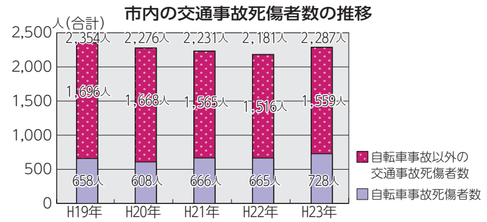

市の自転車事故防止対策

◆自転車交通安全教室や小学校での交通安全教室

交通指導員の協力のもと自転車の安全な乗り方や交通ルールを指導します。子どもや高齢者には、所沢警察署が実技と学科試験により「自転車運転免許証」を発行しています。

▲交通安全教室

◎自転車交通安全教室の開催を希望される団体等は交通安全課までお問い合わせください。

◆自転車マナーアップ等啓発事業（24年度）

市内各所において啓発活動員が自転車交通ルールリーフレットや反射材等の配布、アンケートを行っています。

自転車事故による責任

自転車だからと甘く考えてはいけません。自転車で交通事故を起こすと以下の責任に問われることがあります。

民事上の責任

他人にけがを負わせるまたは他人の財物に被害を与えると、損害賠償として、金銭上の責任を問われることがあります。

刑事上の責任

道路交通法などにより、刑罰を科されることがあります。

社会的責任

勤め先の規則による処分を受けることがあります

自転車事故も高額賠償！ 備えて安心「自転車損害賠償保険」

自転車事故の加害者となってしまった場合、被害の大きさによっては数千万円規模の高額な支払いを求められる場合があります。

自転車損害賠償保険には自転車に特化したものから、傷害保険・自動車保険などの特約として契約することができるものなど種類・金額・補償などはさまざまです。

◆自分の事故のけがに備える「傷害保険」

自転車の転倒など自転車の事故による自らのけがに備えます。

◆自転車事故での賠償に備える「個人賠償責任保険」

自動車保険や火災保険等の特約として契約することができ、事故の相手の生命・身体・財物に損害を与えてしまった場合に備えます。

◆自転車総合保険

自転車事故に備える自転車専用の保険です。

◆自転車の購入・点検の際に加入「TSマーク付帯保険」

自転車安全整備店で点検整備した普通自転車に貼られるTSマークに付帯した保険（有効期限１年間）で、自分への「傷害」と相手への「賠償責任」への保障が付いています。なお対物損害は対象外です。年に１度自転車の整備・点検を受けてTSマークを貼りましょう。

◀TSマーク赤マーク
賠償責任補償（限度額）２千万円

◀TSマーク青マーク
賠償責任補償（限度額）１千万円

◎保険の内容の詳細は、損害保険代理店や保険会社、自転車安全整備店に確認してください。補償内容と負担を十分に検討した上で、最適な保険を選びましょう。

自転車の交通ルール

自転車は車道を通行する

違反すると…３か月以下の懲役または５万円以下の罰金

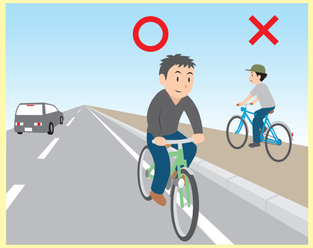

違反すると…３か月以下の懲役または５万円以下の罰金

歩道を通行できる例外とは

①「自転車歩道通行可」の標識等があるとき

②車道または交通の状況に照らしてやむを得ないと認められるとき（自動車の交通量が多く、車道の幅が狭いため車両との接触危険があるとき等）

③13歳未満や70歳以上の方、または身体の不自由な人が運転するとき

▲自転車歩道通行可の標識

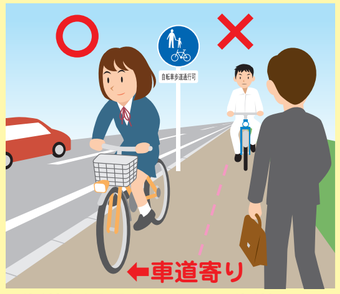

歩道を通行するときは歩道の車道寄りを徐行する

▶徐行とは…すぐに止まれる速度、大人の早足程度▶車道寄りとは…自動車が走行している側を通行する

違反すると…２万円以下の罰金または科料

一時停止の標識は必ず守る

違反すると…３か月以下の懲役または５万円以下の罰金、過失は10万円以下の罰金

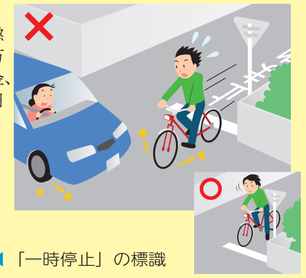

◀「一時停止」の標識

横断歩道は歩行者優先

横断歩道に歩行者がいるときは、自転車を降りて、押しながら横断歩道を渡りましょう。なお、押して歩く場合は歩行者として見なされます。

夜間は必ずライトを点灯する

違反すると・・・５万円以下の罰金

安全ルールを守る

次の運転は禁止されています。

▶飲酒運転（酒酔い運転の場合５年以下の懲役または100万円以下の罰金）

▶２人乗り（２万円以下の罰金または科料）

▶並進（２万円以下の罰金または科料）

▶傘さし運転、携帯電話やイヤホン等の使用（５万円以下の罰金）

放置自転車０にご協力ください！ きちんと駐輪、すっきり通行

「ちょっとだけだから」と自転車を放置していませんか。放置自転車は、交通の妨げになる上、倒れ掛かって通行する人にけがを負わせる可能性があります。また点字ブロックの上に置かれた車体は、目の不自由な方にとって大変危険な存在です。そのため市では、歩行者の多い市内９つの駅周辺を放置自転車禁止区域とし、不定期で放置自転車の撤去を行っています。撤去した自転車は２カ所の保管場所に移送します。

自転車は、市営・民営の自転車駐車場に駐車しましょう。

◆放置自転車の撤去と返還

▶柵等にチェーン錠で繋がれた自転車は、錠を切断して撤去します。なお、条例に基づき、錠の補償はしません。

▶返還の際には身分証明書、自転車の鍵、返還通知（はがき）、撤去・保管手数料３千円が必要です。

▶盗難にあった場合は、すぐに近くの交番または警察署に届けてください。撤去日より前に盗難届が提出されていれば、手数料を免除します。

◆撤去自転車の返還場所

▶所沢駅・航空公園駅・新所沢駅・東所沢駅・秋津駅で撤去された場合…けやき台自転車保管場所☎２９２４－９４１９

▶西所沢駅・小手指駅・狭山ヶ丘駅・下山口駅で撤去された場合…北野自転車保管場所☎２９４９－８６５２

▲自転車放置禁止マーク

危険です！ 自転車事故の実例

①自転車が一時停止を無視して、交差点内に進入したため、自転車と自動車が衝突してしまい、自転車運転者が死亡した。

②夜間、自転車（高校生）が携帯電話を片手に無灯火で走行し、前方の歩行者に衝突。歩行者に重大な後遺障害を負わせてしまった。（損害賠償約５千万円）

③自転車同士（高校生と60歳）が交差点内で衝突。60歳の自転車運転者が頭部を強打し、死亡した。（損害賠償約３千万円）

④自転車の無謀運転のため、歩行者２人がタンクローリーにはねられる死亡事故が発生し、自転車運転者に対して禁固２年の実刑判決が出された。